授業料等減免に関する事務取扱要領について

昭和55年5月24日 教財第359号県立高等学校長あて 教育長

改正 昭和 61 年 4 月 1 日教財第 75 号、63 年 7 月 1 日第 330 号、平成 3 年 7 月 1 日第 318 号、4 年 3 月 30 日第 1080 号、10 年 3 月 31 日第 793 号、13 年 4 月 1 日第 35 号、14 年 12 月 27 日第 1250 号、19 年 4 月 1 日第 1531 号、25 年 5 月 31 日第 1129 号、26 年 7 月 1 日第 1245 号、29 年 4 月 1 日第 1105 号

県立高等学校の授業料の免除については、昭和53年度から校長に一部事務が委任されているところでありますが、兵庫県立学校処務規程の改正に伴い、委任事項が拡大されたこと等により、授業料及び受講料の免除及び減額に関する事務の適正な執行を図るため、別添のとおり「兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱要領」を定め、昭和55年度から適用することとしましたので、通知します。

事務取扱要領の主な内容

- 1 免除及び減額の対象となる者の範囲を定めた。
- 2 減免の対象期間の標準を7月から翌年6月までとし、減免事務の合理化を図ることとした。
- 3 減免の手続等について、具体的に規定した。

兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等 減免に関する事務取扱要領

1 目的

この要領は、県立高等学校及び県立中等教育学校の授業料及び受講料の免除及び減額(以下「減免」という。) に関する事務処理について適正な執行を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

2 授業料及び受講料の減免の対象となる者

兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則第2条の規 定による減免の対象となる者は、次表に掲げる者とする。

減 免 基 準	減免区分
(1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に規定する児童福祉施設に入所して	在 IO
いる者	免除
(2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者	11
(3) 留学することを許可された者	11
(4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者	11
(5) (1)から(4)に掲げる者のほか、経済的事情により、学費の負担が著しく困難となった	免除又は
者又はその子弟	減額
(6) 交通遺児等であって、当該交通遺児等又はその学費負担者の生活の困窮程度が次のい	
ずれかの1に該当する者	免除
ア 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) の規定により所得税を納付しないこととなる者	

であって、次に掲げるもの (7) その者を扶養する者がいない者	
(ア) その者を扶養する者がいない者	
(イ) その者を扶養する者がいる者であって、当該扶養者が所得税法の規定により所得	
税を納付しないこととなる者	
イ 地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定により市町村民税を納付していない者又	
は均等割のみ納付している者であって、次に掲げるもの	
(ア) その者を扶養する者がいない者	
(イ) その者を扶養する者がいる者であって、当該扶養者が地方税法の規定により市町	
村民税を納付していない者又は均等割のみ納付している者	
ウ 交通遺児等を扶養する者が国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) の規定により国民	
年金の保険料の納付を免除されている者	
エ 交通遺児等と同一生計に属する者が児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) の規	
定により児童扶養手当の支給を受けている者	
オ 交通遺児等と同一生計に属する者が就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につい	
ての国の援助に関する法律(昭和 31 年法律第 40 号)の規定により市町から就学援助	
を受けている者	
(7) 就学支援金制度で定める支給限度月数を超過して在学する者であって、就学支援金制	
度で定める受給資格要件のうち支給限度月数を除いた要件を全て満たす者	"
(8) 通信制の課程に在籍し、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度単位数	
 を除いた要件を全て満たす者で、履修申込み時において、修得単位数が 74 単位未満で履	"
(9) 前各号に掲げる者のほか、その他特別な理由により、教育長が特に必要と認める者	免除又は
	減額

3 減免年度

授業料及び受講料の減免年度は7月から翌年6月までとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、 当該各号に定める期間とする。

(1) 第1学年又は第1年次 4月から翌年6月まで

(2) 最終学年又は最終年次 7月から翌年3月まで

(3) 通信制課程 履修申込時から翌年3月まで

4 減免申請の手続及び減免の時期

- (1) 授業料又は受講料の減免を受けようとする者は、授業料・受講料免除(減額)申請書(以下「申請書」という。)に別表に掲げる書類を添えて校長又は教育長へ提出しなければならない。
- (2) 減免基準(4) (市町村民税の所得割の納付義務がない者を除く。)、(5) については、校長は別に定める「授業料・受講料減免可能所得目安表」をもとに減免申請させるものとする。
- (3) 校長又は教育長は、授業料及び受講料を減免決定したときは、別表による時期から減免するものとする。

ただし、減免基準(3)の免除期間は減免年度にかかわらず、留学した日の属する月の翌月(留学した日が月の初日のときは、同日の属する月)から復帰した日の属する月の前月までとする。

5 保護者等

この要領において、「保護者等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年 3 月 31 日法律第 18 号。以下「法」という。)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

ただし、保護者等に該当する者であっても、失踪や虐待などにより接触できない場合や、同一生計でないと校長又は教育長が認めたときはこの限りでない。

6 勤労生徒

- (1) この要領において、「勤労生徒」とは、原則として、経常的な収入を得る職業に就いている者で、その年間収入が1,000,000円を超える者をいう。
- (2) 校長は、いわゆるフリーアルバイター等で上記(1)に該当しないが、「勤労生徒」と認められる者については、減免基準(4)により免除申請させるものとする。

7 交通遺児等

この要領において、「交通遺児等」とは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者又は里親が、自動車事故により死亡するか、又は自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第1の後遺障害第1級又は第2級に該当することとなった者及び別表第2の後遺障害第1級から第3級までに該当することとなった者をいう。

8 就学支援金

- (1) この要領において、「就学支援金」とは、法第3条第1項に規定する「高等学校等就学支援金」をいう。
- (2) 減免基準(7)の「支給限度月数」とは、法第3条第2項第2号及び同条第3項に規定する月数であり、全日制は36月、定時制及び通信制は48月をいう。
- (3) 減免基準(8)の免除する額は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第7条第4項に規定する合計単位数(74単位)を超過して履修しようとする単位数の受講料の額とする。

- (4) 減免基準(7)及び(8)の「就学支援金制度で定める受給資格」とは、法第3条に規定する受給資格 をいう。
- 9 減免の決定通知
 - (1) 校長が免除又は不承認を決定したときは、様式第7号又は様式第7号の2により保護者あて通知する。
 - (2) 教育長が減免又は不承認を決定したときは、様式第6号により校長あて通知し、様式第7号の3 又は様式第7号の4により保護者あて通知する。

この場合において、財務課長は校長あて並びに保護者あての通知書を当該校長に送付し、当該校長は保護者あての通知書を当該保護者に送付するものとする。

10 減免の取り消し

校長又は教育長は、減免の条件に該当しなくなったとき、就学支援金の支給が決定されたとき又は 虚偽の申請に基づき減免決定されたものであると判明したときは、その減免の決定を取り消すものと し、教育長にあっては様式第6号により校長へ、校長にあっては様式第7号により保護者あて通知す るものとする。

11 取扱いの特例

教育長は、減免の時期、減免の取消しその他の取扱いでこの要領の規定により難いものについては、 特例を定めるものとする。

附則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日教財第75号)

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月1日教財第330号)

この要領は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月1日教財第318号)

この要領は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月30日教財第1080号)

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日教財第793号)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日教財第35号)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。ただし、7の改正規定及び様式第7号の2から様式 第7号の4までの追加規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成 14年 12月 27日教財第 1250号)

(施行期日)

1 この要領は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に作成している様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第7号の2、

様式第7号の3及び様式第7号の4、様式第8号については、当分の間、使用できるものとする。 附 則(平成17年3月31日教財第1658号) (施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に作成している様式第3号及び様式第3号の2については、当分の間、使用できるものとする。

附 則 (平成19年3月1日教財第1531号) この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成25年5月31日教財第1129号) この要領は、平成25年6月1日から施行する。 附 則 (平成26年7月1日教財第1245号) この要領は、平成26年7月1日から施行する。 附 則 (平成29年4月1日教財第1105号) この要領は、平成29年4月1日から施行する。